

新型コロナウイルス5類移行後の対応について (厚生労働省からの通知を受けての園の対応)

- ①マスク着用は5月中は室内のみとし、職員・保護者とも協力をお願いする。(戸外遊びは着用無し)
6月より職員・保護者とも個人の判断に任せる。園からのお願いとして咳が出るなどの症状があるときは着用していただきたい。
- ②アクリルパーテーションを用いての給食などの提供や活動は廃止する(エアロゾルなどへの効果のない点を考え)
- ③37.5度の発熱後翌日解熱していれば登園を可とする。
- ④濃厚接触者の考えが無くなるので発症者のみの欠席となる。
家族に発症者が出た場合検査の必要は医師の判断の下となり園からのお願いはしないこととなる。
(発症時の欠席日数の数え方は下記参照のこと)
登園時は「陰性証明」などは必要なしとなり、インフルエンザと同様に「罹患証明書」を保護者記入の上提出をお願いする。
- ⑤罹患者が出た場合には園は休園しない事になり、罹患者が休んでいた場合の保育料の返還も無くなる。

新型コロナウイルス罹患時の欠席日数の数え方

*症状がある場合で陽性だったとき

発熱などの症状があった日を0日とカウントし翌日から5日間を欠席(5日目には解熱し平常に戻っていることが条件。解熱後1日間をおく事)

(例)	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登園OK
	5月1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
	発熱39°	38°	37.5°	38°	37.5°	36.3°	36.5°
	発症日					平熱	平熱

園の職員の感染症の対策は柔軟に行わせていただきます。罹患者が出た場合やお預かりしている子どもさんが咳き込みが有るときなどは従来通りにマスク着用やこまめな対応をします。保護者さんにもお願いするようになるかも知れません。その時はどうぞご協力くださいますようお願いいたします。